

## 改正個人情報保護法と現行条例 比較表

条	項	号	改正個人情報保護法	条	項	号	現行条例
1			<p>【1条】（目的）</p> <p>この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	1			<p>【1条】（目的）</p> <p>この条例は、個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために個人情報の保護が重要であることに鑑み、市の個人情報の取扱いに係る基本原則及び自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を明らかにすることにより、個人情報の管理の適正を期するとともに、市民の個人情報を保護し、もって市民に信頼される市政の実現に資することを目的とする。</p>
2			<p>【2条】（定義）</p> <p>この法律において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p>	2			<p>【2条】（定義）</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
2	11		<p>【2条11項】（行政機関等）</p> <p>この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 行政機関</p> <p>二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）</p> <p>三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）</p>	2		1	<p>【2条1号】（実施機関）</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。</p>

		<p>四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）</p>			
67		<p>【67条】（従事者の責務）  個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない</p>	2	2	<p>【2条2号】（実施機関の職員）  (2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員を含む。）をいう。</p>

2	1	<p>【2条1項】（個人情報）</p> <p>この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 個人識別符号が含まれるもの</p>	2	<p>3</p> <p>【2条3号】（個人情報）</p> <p>(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。イにおいて同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。））。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>（ア） 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報</p> <p>（イ） 事業を営む個人の当該事業に関する情報</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p>
---	---	--	---	--

2	2	<p><b>【2条2項】個人識別符号</b></p> <p>この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>			規定なし
2	3	<p><b>【2条3項】（要配慮個人情報）</b></p> <p>この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p><b>【60条5項】（保有個人情報）</b></p> <p>この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	2	4	<p><b>【2条4号】（要配慮個人情報）</b></p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報に該当する個人情報をいう。</p>

2	4	<p>【2条4項】</p> <p>この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>			規定なし
60	1	<p>【60条1項】（保有個人情報）</p> <p>この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。</p>	2	5	<p>【2条5号】（保有個人情報）</p> <p>保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p>
		規定なし	2	6	<p>【2条6項】（特定個人情報）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p>

		規定なし	2	7	<p>【2条7号】（保有特定個人情報）</p> <p>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p>
		規定なし	2	8	<p>【2条8項】（情報提供等記録）</p> <p>番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p>
16	2	<p>【16条2項】（定義）</p> <p>2 この章及び第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>一 国の機関</p> <p>二 地方公共団体</p> <p>三 独立行政法人等</p> <p>四 地方独立行政法人</p> <p>3～7（略）</p> <p>8 この章において、「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。</p>	2	9	<p>【2条9号】（事業者）</p> <p>法人その他の団体（国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p>
5		<p>【5条】（地方公共団体の責務）</p> <p>地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>【12条1項】（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）</p>	3		<p>【3条】（実施機関等の責務）</p> <p>実施機関は、この条例の主旨を十分に理解し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。</p>

		地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。			
13		【13条】（区域内の事業者等への支援） 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	3		2 【3条2項】 実施機関及び実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用に当たり、個人及び事業者の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。
67		【67条】（従事者の責務） 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第一百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない	3	3	【3条3項】 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
		規定なし	4		【4条】（市民の責務） 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに関し、その権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。
		規定なし	5		【5条】（事業者の責務） 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、その事業に関し、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

74	1	<p>【74条1項】（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）</p> <p>行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 個人情報ファイルの名称</p> <p>二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>三 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)</p> <p>五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法</p> <p>六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p>	6	<p>【6条】（個人情報取扱事務の届出等）</p> <p>実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</p> <p>(4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲</p> <p>(5) 個人情報の記録項目</p> <p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後においてこれらの規定による届出をすることができる。</p> <p>4 市長は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。</p>
----	---	---	---	---

		<p>十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>十一 その他政令で定める事項</p> <p>【74条3項】</p> <p>行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>【75条1項】（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>			
74	2	<p>【74条2項】（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）</p> <p>前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p> <p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p>	6	5	<p>【6条5項】（個人情報取扱事務の届出等）</p> <p>第1項から第3項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については適用しない。</p> <p>(1) 実施機関の職員又は国等の職員若しくは役員の職務の遂行に関するもの</p> <p>(2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者の人事に関するもの</p> <p>(3) 公報、出版、報道等により公にされているもの</p> <p>(4) 一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの</p>

		<p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル</p>			
61	1	<p>【61条1項】</p> <p>行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>【61条2項】</p> <p>行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要</p>	7		<p>【7条】（個人情報の収集の方法及び制限）</p> <p>実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならない。</p>

		<p>な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>【64条】（適正な取得）</p> <p>行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>			
		<p>規定なし</p>	7	2	<p>【7条2項】（個人情報の収集の方法及び制限）</p> <p>2 前項の規定による個人情報の収集は、当該個人情報に係る本人から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該個人情報に係る本人以外の者から個人情報を収集することについて、当該本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 当該個人情報の収集が法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくものであるとき。</p> <p>(3) 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>(4) 当該個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該個人情報の収集が法令等の規定に基づくものであるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。</p>

69	1	<p>【69条1項】（利用及び提供の制限）</p> <p>行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>	8	<p>【8条】（保有個人情報の利用及び提供の制限）</p> <p>実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、収集した目的以外の目的のための利用又は当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。</p>
69	2	<p>【69条2項】（利用及び提供の制限）</p> <p>前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p>	3	<p>【3条】但し書き</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 保有個人情報の目的外利用等をするについて、当該保有個人情報に係る本人（以下単に「本人」という。）の同意があるとき。</p> <p>(2) 当該保有個人情報の目的外利用等が法令等の規定に基づくものであるとき。</p> <p>(3) 当該保有個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 保有個人情報を利用することが実施機関の所掌する事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことができないものであって、当該利用により当該本人又は本人以外の者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合において、当該保有個人情報を当該実施機関で収集した目的以外の目的のために利用し、又は他の実施機関に提供するとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項（第5号を除く。）の規定により実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該保有個人情報の利用</p>

					<p>目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対し、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にあるものに限る。）を用いて、保有個人情報を提供してはならない。</p>
		規定なし	8 の 2		<p>【8条の2】（保有特定個人情報の利用の制限）</p> <p>実施機関は、保有特定個人情報を、その収集した目的以外の目的のために利用してはならない。</p>
		規定なし	8 の 2	2	<p>【8条の2 2号】</p> <p>前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、その収集した目的以外の目的のために、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報をその収集した目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。</p>
		規定なし	8 の 3		<p>【8条の3】（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p>
66	1	<p>【66条1項】安全管理措置</p> <p>行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ</p>	9		<p>【9条】（保有個人情報の適正管理）</p> <p>実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなけれ</p>

		なければならない			ばならない。
65		<p>【65条】（正確性の確保） 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報 が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>【61条2項】（安全管理措置） 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要 な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない</p>	9	2	<p>【9条2項】 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、保有個人 情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報について は、確実かつ速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。</p>

66	2	<p><b>【66条2項】（安全管理措置）</b>  前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p>二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務</p> <p>三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p><b>【67条】（従事者の義務）</b>  個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	10	<p><b>【10条】（委託等に伴う措置）</b>  実施機関は、個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務を、実施機関以外の者に委託しようとするとき又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市が設置する公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行うものをいう。以下同じ。）に行わせようとするときは、当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）又は指定管理者に対し、当該受託者又は指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。</p> <p><b>【10条の2】（受託者及び指定管理者の責務）</b>  受託者及び指定管理者は、当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）及び当該指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護に関し実施機関と同様の責務を負うものとし、実施機関の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者及び指定管理者若しくは指定管理者であった者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託業務及び指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>
----	---	--	----	---

76	1	<p>【76条1項】（開示請求権）</p> <p>何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>	11		<p>【11条】（開示請求権）</p> <p>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に係る保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>
76	2	<p>【76条2項】（開示請求権）</p> <p>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>	11	2	<p>【11条2項】（開示請求権）</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、本人に代わって開示請求（保有特定個人情報に係るものを除く。）をすることができる。</p> <p>3 代理人は、本人に代わって保有特定個人情報に係る開示請求をすることができる。</p>
77	1	<p>【77条1項】（開示請求の手續）</p> <p>開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>	12		<p>【12条】（開示請求の手續）</p> <p>開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 代理人により開示請求（保有特定個人情報に係るものを除く。）をする場合は、その理由</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>
77	2	<p>【77条2項】（開示請求の手續き）</p> <p>前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	12	2	<p>【12条2項】（開示請求の手續）</p> <p>開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、当該本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。</p>

77	3	<p>【77条3項】（開示請求の手續）</p> <p>行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</p>	12	3	<p>【12条3項】（開示請求の手續）</p> <p>実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</p>
78	1	<p>【78条1項】（保有個人情報の開示義務）</p> <p>行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	13		<p>【13条】（実施機関の開示義務）</p> <p>実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の規定により、本人に開示することができないと明示されている情報</p> <p>(2) 本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報</p>

		<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益</p>		<p>(3) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの</p>
--	--	---	--	---

		<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知りことができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>			<p>(4) 代理人により開示請求がされた場合において、開示することにより当該開示請求に係る本人の権利利益に反することとなると認められる情報</p> <p>(5) 本人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの</p> <p>(6) 米子市情報公開条例第7条第2号から第7号までに規定する非公開情報に該当する情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの</p>
79	1	<p>【79条1項】(部分開示)</p> <p>行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>【79条2項】</p>	14		<p>【14条】(保有個人情報の一部開示)</p> <p>実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りで</p>

		開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。			ない。 2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報を開示するときは、その除いた部分の程度を明示しなければならない。ただし、当該除いた部分の程度を明示することにより、不開示情報を除くことにより保護される権利利益が害されるときは、この限りでない。
80		【80条】(裁量的開示) 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。	15		【15条】(裁量的開示) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第13条第1号に規定するものを除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
81		【81条】(保有個人情報の存否に関する情報) 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	16		【16条】(保有個人情報の存否に関する情報) 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
82	1	【82条1項】(開示請求に対する措置) 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。	17		【17条】(開示請求に対する措置) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨(一部を開示するときは、開示しない部分及びその理由を含む。)並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

82	2	<p>【82条2項】</p> <p>行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	17	2	<p>【17条2項】</p> <p>実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。</p>
		規定なし	17	3 ・ 4	<p>3 前2項の理由は、その根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。</p>
83		<p>【83条】(開示決定等の期限)</p> <p>開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	18		<p>【18条】(開示決定等の期限)</p> <p>前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、当該開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
		規定なし	18	3	<p>3 実施機関のうち議会が開示決定等をする場合において、前2項の規定による開示決定等をしなければならない期間(以下この項において「開示決定等の期間」という。)に、任期満了、議会の解散その他の事由により議会の議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該議長及び副議長がともに欠けている期間の日数は、開示決定等の期間の日数に算入しない。</p>

86	1	<p>【86条1項】（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	19		<p>【19条】（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>開示請求に係る保有個人情報に国等及び当該本人以外の者（以下この条、第29条第2項及び第30条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>
86	2	<p>【86条2項】</p> <p>行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。</p>	19	2	<p>【19条2項】</p> <p>実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするときは、第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>

86	3	<p><b>【86条3項】</b></p> <p>行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第百五条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない</p>	19	3	<p><b>【19条3項】</b></p> <p>実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該開示請求に係る保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下この条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間を短縮することができる。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を速やかに開示しなければならない公益上の必要があるとき。</p> <p>(2) 反対意見書を提出した者の権利利益を害さないことが明らかであるとき。</p> <p>4 前項の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
87	1	<p><b>【87条1項】(開示の実施)</b></p> <p>保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>	20	<p><b>【20条】(開示の実施)</b></p> <p>実施機関は、開示決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、開示請求者に対し、速やかに、保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、別表第1の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の種別に応じ、同表の右欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は電子計算システム(電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。)により実施することができる方法に限る。)により行うものとする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により保有個人情報を開示する場合において、当該保有個人情報に開</p>	

					<p>示しない部分があるとき、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。</p> <p>4 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合における当該交付する部数は、当該開示請求1件につき1部とする。</p>
80	1	<p>【90条1項】（訂正請求権）</p> <p>何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p>	21	<p>【21条】（訂正の請求）</p> <p>何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報について事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる。</p>	
98	1	<p>【98条1項】（利用停止請求権）</p> <p>何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及</p>	22	<p>【22条】（利用の停止等の請求）</p> <p>何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア 第7条の規定に違反して収集されたとき。</p> <p>イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。</p> <p>ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管され</p>	

		<p>び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>			<p>ているとき。</p> <p>エ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</p> <p>(2) 第8条又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき。 当該保有個人情報の提供の停止</p>
					【23条】 削除
91	1	<p>【91条1項】（訂正請求の手続）</p> <p>訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>【99条1項】（利用停止請求の手続）</p> <p>利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p>	24		<p>【24条】（訂正等の請求の手続）</p> <p>第21条の訂正又は第22条の規定による措置（以下「訂正等」という。）の請求（以下「訂正等請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正等請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 訂正等請求に係る保有個人情報の部分及びその内容並びに訂正等請求をする理由</p> <p>(3) 代理人により訂正等請求（保有特定個人情報に係るものを除く。）をする場合は、その理由</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 訂正等請求の対象となる保有個人情報は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限るものとする。</p> <p>3 訂正等請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>
		規定なし	24	4	4 訂正等請求をする者は、当該訂正等請求の内容が事実と合致することを証する書類等を提示し、又は提出しなければならない。
91	2	<p>【91条2項】</p> <p>前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の</p>	24	5	<p>【24条5項】</p> <p>5 第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。</p>

		規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。			
94	1	<p>【94条1項】(訂正決定等の期限) 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>【94条2項】 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>【102条1項】(利用停止決定等の期限) 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>【102条2項】 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	25		<p>【25条】(訂正等請求に対する措置) 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求があった日から30日以内に、訂正等をするか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第5項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間の日数に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 第18条第3項の規定は、前2項の規定により、実施機関のうち議会が訂正等の決定をする場合について準用する。</p>

93	1	<p>【93条1項】（訂正請求に対する措置）</p> <p>行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>【93条2項】</p> <p>行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>【101条1項】（利用停止請求に対する措置）</p> <p>行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>【101条2項】</p> <p>行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	25	4	<p>【25条4項】（訂正等請求に対する措置）</p> <p>実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、訂正等請求者に対し、当該決定の内容（訂正等をしない旨の決定であるときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 第17条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により理由を通知する場合について準用する。</p>
93	2	<p>【93条2項】（訂正請求に対する措置）</p> <p>行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>【101条2項】（利用停止請求に対する措置）</p> <p>行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	26		<p>【26条】（訂正等をしない保有個人情報）</p> <p>実施機関は、訂正等請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、当該保有個人情報の訂正等をしないものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により訂正等をする事ができないとされているもの</p> <p>(2) 当該実施機関に訂正等をする権限がないもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、訂正等をしないことに正当な理由があるもの</p>
92		<p>【92条】（保有個人情報の訂正義務）</p> <p>行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求</p>	27		<p>【27条】（訂正等の実施）</p> <p>実施機関は、第25条第1項の規定により訂正等をする旨の決定を</p>

	<p>に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>【97条】（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>【100条】（保有個人情報の利用停止義務）</p> <p>行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>			<p>したときは、速やかに、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、速やかに、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合には、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））への通知その他必要な措置をとらなければならない。</p>
89	<p>【89条】（手数料）</p> <p>行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p> <p>4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定</p>	28	<p>【28条】（手数料等）</p> <p>第20条第2項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により行う保有個人情報の開示及び保有個人情報の訂正等に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 第20条第2項の規定により写しの交付の方法により保有個人情報の開示を行う場合には、別表第2の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の種別及び同表の中欄に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>3 開示請求者が保有個人情報の写しの送付を求めた場合における</p>	

		<p>めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。</p> <p>6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。</p> <p>9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>			<p>当該保有個人情報の写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの交付に係る第2項の手数料又は前項の費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>5 第2項の手数料及び第3項の費用（次項において「手数料等」という。）は、保有個人情報の開示を受ける前に納付しなければならない。</p> <p>6 既に納付した手数料等は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。</p>
104	1	<p>【104条1項】（審理員の指名に関する行政不服審査法の規定の適用除外等）</p> <p>行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。</p>	28 の 2		<p>【28条の2】（審理員の指名に関する行政不服審査法の規定の適用除外）</p> <p>開示決定等、第25条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2章第3節に規定する審理手続を行う者の指名は行わない。</p>

105	1	<p>【105条1項】（審査会への諮問）</p> <p>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</li> <li>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</li> <li>三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</li> <li>四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</li> </ul>	29		<p>【29条】（審査会への諮問）</p> <p>開示決定等、第25条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</li> <li>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）。</li> <li>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。</li> <li>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報について第22条の規定による措置をすることとするとき。</li> </ul>
105	2	<p>【105条2項】</p> <p>前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。）</li> <li>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</li> <li>三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</li> </ul>	29	2	<p>【29条2項】</p> <p>前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</li> <li>(2) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</li> <li>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</li> </ul>

107	1	<p>【107条1項】（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</p> <p>第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	30	<p>【30条】（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第19条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
128		<p>【128条】（行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理）</p> <p>行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>【14条】（苦情処理のあっせん等）</p> <p>地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	31	<p>【31条】（苦情の処理）</p> <p>実施機関は、当該実施機関による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、必要な調査を行った上、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は個人情報の適正な取扱いについての助言若しくは指導をすることができる。</p>
15		<p>【15条】（国及び地方公共団体の協力）</p> <p>国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。</p>	32	<p>【32条】（国等との協力）</p> <p>市長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に対して協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。</p>
165		<p>【165条】（施行の状況の公表）</p> <p>委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について</p>	33	<p>【33条】（施行の状況の公表）</p> <p>市長は、毎年度この条例の施行の状況を取りまとめ、公表するもの</p>

		報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。			とする。
		規定なし	34		【34条】（出資法人の個人情報保護） 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人は、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
124	1	<p>【124条1項】</p> <p>第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</p> <p>個別法において適用除外が規定 統計法 52 条 戸籍法 129 条 商業登記法 141 条 など</p> <p>【令 16 条】（地方公共団体等行政文書から除かれるもの） 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの 二 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若</p>	35		<p>【35条】（適用除外等）</p> <p>この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。）に含まれる個人情報</p> <p>(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報</p> <p>(3) 図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報</p> <p>2 他の法令等（米子市情報公開条例を除く。）に個人に係る情報の開示の請求に関する規定がある場合における保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示については、当該他の法令等の定めるところによる。</p> <p>3 他の法令等に個人に係る情報の訂正等の請求に関する規定がある場合における保有個人情報の訂正等については、当該他の法令等の定めるところによる。</p>

		<p>しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの</p> <p>イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。</p> <p>ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。</p> <p>ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。</p> <p>(1) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。</p> <p>(2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。</p> <p>(3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。</p> <p>ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。</p> <p>ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>			
		規定なし	36		<p>【36条】（委任）</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p>

176		<p><b>【176条】（罰則）</b></p> <p>行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	37		<p><b>【37条】（罰則）</b></p> <p>実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p>
180		<p><b>【180条】</b></p> <p>第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	38		<p><b>【38条】</b></p> <p>前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
176		<p><b>【176条】</b></p> <p>行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	39		<p><b>【39条】</b></p> <p>受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務又は指定管理業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託者又は指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>
181		<p><b>【181条】</b></p> <p>行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の</p>	40		<p><b>【40条】</b></p> <p>実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の</p>

		用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。			用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
183		【183条】 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。	41		【41条】 第37条から前条までの規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
185		【185条】 次の各号のいずれかに該当する者は、10円以下の過料に処する。 一 第30条第2項(第31条第3項において準用する場合を含む。)又は第56条の規定に違反した者 二 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者	42		【42条】 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。